

# 事務所だより H23年3月号

今月も宜しくお願い致します。

## 安藤社会保険労務士事務所

### ごあいさつ

こんにちは。ようやく春らしい暖かい日が少しずつ感じられるようになってきました。もう今月末には、桜の咲く時期になるとは早いものですね。

ところで3月分(4月納付分)から健康保険料及び介護保険料が昨年的大幅な引き上げに続いて今年も変更になります。協会けんぽだけでなくほとんどの健保組合も同様です。厳しい健保財政状況からなのですが、会社にとってはますます社会保険料の負担が重くなります。なお、各個人ごとの社会保険料の金額については、追ってご連絡致しますので給与からの控除額の変更をお願い致します。

それでは今月もどうぞよろしくお願い致します。

安藤



### 今月のトピックス

#### 時間外協定(36サブロク協定)について

労働基準法上、法定労働時間である1日8時間、週40時を超える時間外労働をする場合には、労働基準監督署に事前に時間外協定届を届け出なければならないと規定されています。事業所の規模にかかわらず残業をさせる場合は、届け出の必要があります。

この時間外協定について先日、過労自殺した労働者の遺族が時間外協定の届出にあたって受理した労働基準監督署が適切な指導をしなかったとして国と勤務先を提訴したものがありました。民間の過労死事件では、国の監督責任を問うのは初めてのことです。

この時の該当会社の時間外協定の内容は、月200時間の時間外労働をさせることがあるという異常な数値が記載されていたものでした。現在では、労働時間が直前1か月で100時間、直前2か月～6か月を平均して80時間を超過していた事実が認められれば業務との因果関係がありとして容易に判断される時代です。労働時間の長さが証明されれば労災と判断されるほど労働時間の管理が重要なものとなっています。この協定の上限時間については青天井で協定することが事実上可能となっていますが、せめて労働基準監督署に届け出た段階で何らかの指導等がされるべきだったと思います。

3月には4月から1年間の時間外協定を締結して届け出る企業が多いかと思いますが、協定時間(時間外労働をさせる上限時間、法定休日労働をさせる月の日数)については、より慎重に決定するよう対応お願い致します。時間外協定等の件で不明点等あればお気軽にお問い合わせください。

安藤

#### 事務所スタッフより(労務とは関係のないコーナーです)

こんにちは。日差しはだんだんと春めいてきましたが、まだまだ寒い日が続きますね。3月といえば卒園・卒業の季節。我が家の2番目(男の子)も保育園卒園です。4月から晴れて小学生となるので、ランドセルや入学式のスーツ、筆箱などそろえる物がたくさんありますが男の子だからか、こだわりの無いこと・・・!

「ランドセルの色は?」「黒でいい」「スーツはあっちがいい?こっちがいい?」「どっちでもいい」「靴もみてみようよ」「それより早く帰ってサッカーしたい」・・・とこんな調子です。お姉ちゃんの時はあれがいい、それはイヤと筆

安藤社会保険労務士事務所

箱一つにもとても時間がかかった記憶があるのですが、男の子はそんなものかとあっけない気持ちです。ランドセルは今話題のA4のクリアファイルが入るといふランドセルに決めました。その大きさが必要かそうでないかは、よく分かりませんが、来年度から学習指導要領が改訂され、教科書も25%ほど分厚くなるそうなので、軽いというのは必須だなと感じました。

卒園式に向けて親たちも集まって歌の練習をしたり、謝恩会の場所を探したり、情報交換をしたり・・・。お母さん達も大いに楽しんでいます。小学校に入ると子ども達もだいが手が離れていきます。卒園をして寂しく思うのは実は親の方ではないかと思ってしまう。3月の卒園式は私も号泣の予定です。

草場

#### <連絡先>

〒103-0025

東京都中央区日本橋茅場町 3-13-3

第2ヒロタビル4階

TEL03-6206-2320 FAX03-6206-2321

e-mail ando@ando-sr.jp

どうぞお気軽にお問い合わせ下さい。

